

2019年1月24日

ご加入者各位

パナソニック健康保険組合
保険業務部

平素は、健保事業運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。
今般、弊健保より1月18日から一斉に発送いたしました保険料納付証明書等の
郵送物に下記のとおり誤りがございましたので、お知らせいたします。

みなさまには、大変なご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び
申しあげます。

記

1. 間違った案内物と対象となる方

| 間違った案内物 | 対象となる方 |
|--|-----------------------|
| ① 『医療費控除を受けましょう』 …医療費控除（確定申告）のご説明文書 | 特例退職被保険者 任意継続被保険者 |
| ② 『使用者数・使用量の多いおくすり』 …ジェネリック医薬品のお知らせ | ジェネリック医薬品 のお知らせ対象者 |

2. 間違いの内容

上記①②ともにご案内の文章が、印刷会社の不手際により誤って昨年の内容
のままで、今年のご案内文への切り替えができておりませんでした。

なお、保険料納付証明額や医療費のお知らせの内容には、誤りはございませ
ないので、ご安心ください。

3. 今後の対応

対象となる方には、正しいご案内文書を郵送させていただきます。

《本件お問い合わせ先》

パナソニック健康保険組合 ダイレクトメール対応窓口

フリーコール（通話料無料） 0120-911-324

平日 9:00～18:00

以上

正誤表

誤

医療費控除を受けましょう

◆「医療費控除とは」

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告をすると税金の一部が戻ってくる制度です。

◆対象となる医療費と金額(次の3つの要件を満たした場合が申告の対象になります)

- ①被保険者本人および生計を同じくする家族のために支払ったもの
- ②その年の1月1日から12月31日までに支払ったもの
- ③1年間に支払った医療費が10万円*を超える場合〔補てんされる金額健康保険の給付金など(見込み額含む)は差し引いて計算してください〕

*年間の総所得金額が200万円未満の場合は年間の総所得金額の5%

医療費の領収書は、5年間保管しましょう

(確定申告は毎年2～3月の間ですが、還付申告は5年間請求権があります)

◆控除される金額の計算式

$$\begin{array}{r} \text{1年間に支払った} \\ \text{医療費自己負担} \\ \text{の総額(消費税込)} \end{array} - \begin{array}{r} \text{健康保険や} \\ \text{生命保険から} \\ \text{補てんされた} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{10万円} \\ \text{(年間所得が200万円未満} \\ \text{の場合は年間所得の5\%)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{医療費控除額} \\ \text{(この額が所得から} \\ \text{差し引かれます)} \\ \text{上限は200万円} \end{array}$$

平成29年分の確定申告より、パナソニック健保発行の「医療費のお知らせ」も医療費控除に使えるようになりました

今回、現時点でパナソニック健保で確認できている

平成29年分の「医療費のお知らせ」を今回同封しております

*「医療費のお知らせ」に掲載のないものは、従来どおり領収書を確定申告書に添付ください

- ・「医療費のお知らせ」が医療費控除に使えるのは、平成29年1月診療分以降の内容です。医療費控除に使用される際は、同封の「医療費のお知らせ」原本をご提出ください(再発行はできません)。
- ・入院時の食事代や個室代などの健康保険診療以外の費用は、「医療費のお知らせ」には掲載されません。領収書にてご申告ください。
- ・自治体での医療費助成(福祉医療・子ども医療など)の対象者は、「医療費のお知らせ」に記載されている金額(自己負担額)と実際の支払い額が異なる場合があります。その際は、「医療費のお知らせ」の金額を実際の支払い額に訂正してご申告ください。
- ・「医療費のお知らせ」に記載の金額が医療機関発行の領収書と大きく異なる場合は、当該医療機関にお問合わせのうえ、確認後の医療費(自己負担額)に訂正してご申告ください。

◆医療費控除に必要な書類や申告方法など、詳しくは最寄の税務署や国税庁ホームページにてご確認ください

詳しくは…

医療費控除

検索

正

医療費控除を受けましょう

◆「医療費控除とは」

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告をすると税金の一部が戻ってくる制度です。

◆対象となる医療費と金額(次の3つの要件を満たした場合が申告の対象になります)

- ①被保険者本人および生計を同じくする家族のために支払ったもの
- ②その年の1月1日から12月31日までに支払ったもの
- ③1年間に支払った医療費が10万円*を超える場合〔健康保険や生命保険からの補てんされる給付金や保険金など(見込み額含む)は差し引いて計算してください〕

*年間の総所得金額が200万円未満の場合は年間の総所得金額の5%

医療費の領収書は、5年間保管しましょう

(確定申告は毎年2～3月の間ですが、還付申告は5年間請求権があります)

◆控除される金額の計算式

$$\begin{array}{r} \text{1年間に支払った} \\ \text{医療費自己負担} \\ \text{の総額(消費税込)} \end{array} - \begin{array}{r} \text{健康保険や} \\ \text{生命保険から} \\ \text{補てんされた} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{10万円} \\ \text{(年間所得が200万円未満} \\ \text{の場合は年間所得の5\%)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{医療費控除額} \\ \text{(この額が所得から} \\ \text{差し引かれます)} \\ \text{上限は200万円} \end{array}$$

パナソニック健保発行の「医療費のお知らせ」を添付することによって「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。

「医療費のお知らせ」は、医療機関よりパナソニック健保へ12月までに請求された平成30年1月～10月診療分の内容となっています。

11月～12月診療分や健康保険診療以外の費用(入院時の食事代や個室代)等「医療費のお知らせ」に掲載のないものは、医療機関発行の領収書をもとに「医療費控除の明細書」(国税庁様式)に記入のうえご申告ください。

- 自治体での医療費助成等の対象者は、「医療費のお知らせ」に記載されている金額と実際の支払額が異なる場合があります。その際は実際の支払額に訂正してご申告ください。
- 「医療費のお知らせ」に記載の金額が医療機関発行の領収書と大きく異なる場合は、当該医療機関にお問合わせください。(医療機関からの請求内容を表示しております)
- 「医療費のお知らせ」は、個人ごとの発行や再発行等に対応していません。

<いきいき健康ナビゲーション登録済みの方へ>

「医療費のお知らせ」はWEBでご確認いただけます。
電子申請(e-tax)に取り込むデータも提供していますのでご活用ください。

なお、保険料納付証明額や医療費のお知らせの内容には誤りはありませんのでご安心ください。

正誤表

誤

正

使用者数・使用量の多いおくすり

年間を通して、多くのパナソニック健保加入者が使用しているおくすりを中心にご紹介いたします。おくすりをジェネリック医薬品(GE)に切り替えることで、ご自身のおくすり代の軽減と医療費の適正化に繋がります。切り替えにあたっては、医師・薬剤師にご相談ください。

内用薬(のみぐすり)で使用量の多いおくすり

| 先 発 品 | ジェネリック医薬品 |
|-------------------|---|
| 年間14,255人が使用中 | すでに年間45,259人が使用しています! |
| 年間4,773人が使用中 | すでに年間18,248人が使用しています! |
| 年間5,262人が使用中 | 2017年9月新発売 ロスバスタチン錠 2.5mg (一錠あたり薬価) 31.6円 |

外用薬(はりぐすり)で使用量の多いおくすり

| | |
|------------------|--------------------------|
| 年間3,419人が使用中 | すでに年間3,135人が使用しています! |
| 年間3,632人が使用中 | すでに年間7,939人が使用しています! |

※おくすりの包装・名称は実際のもものと異なる場合があります。
 ※使用者数は、パナソニック健保加入者の2016年9月~2017年8月主調剤分の累計
 ※掲載の薬価は、2016年度薬価基準による

パナソニック健保でご使用の多いお薬のジェネリック情報!!

パナソニック健保のご加入者が、よく使用されているお薬でジェネリック医薬品(後発医薬品)がございます。ジェネリック医薬品に切り替えることで、ご自身のお薬代の軽減と医療費の適正化につながります。ジェネリック医薬品への切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

パナソニック健保の中でよく使用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えると?!

| | 先発医薬品 | 後発医薬品 | 1錠あたりのお薬代は...? (2018年度薬価基準) |
|----------------------------------|-------------------------|--|--------------------------------|
| 皮脂欠乏症 年間13,460人が使用 | すでに8,517人がジェネリックを使用 | ヒルドイドソフト軟膏0.3%をジェネリックに切り替えた場合 76%安くなります! (薬価22.2円→5.3円) | |
| 高脂血症 年間7,212人が使用 | すでに3,989人がジェネリックを使用 | Crestol錠2.5をジェネリックに切り替えた場合 62%安くなります! (薬価57.6円→21.7円) | |
| 高血圧 年間3,301人が使用 | すでに1,378人がジェネリックを使用 | オルメテックOD錠20をジェネリックに切り替えた場合 62%安くなります! (薬価103.4円→39.0円) | |

なお、保険料納付証明額や医療費のお知らせの内容には誤りはありませんのでご安心ください。